

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 4月14日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が平成21年〇月〇日に起こした重大な管理上の事故（以下「本件事故」という。）に関し、立入検査実施要領第7第 3項の事故報告に基づき行われた本件病院からの聞き取り内容について名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）へ報告された内容がわかるもの（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 4月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 6月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書を作成していないとなっているが、平成23年〇月〇日には立入検査をしており、立入検査実施要領に基づき報告がされている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 通常、医療機関において人身事故、院内感染の発生、診療用放射線照射器具の紛失等の重大な管理上の事故等が生じた場合には、名古屋市千種区千種保健所、名古屋市中村区中村保健所、名古屋市中区中保健所及び名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）は、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成22年 8月24日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「実施要領」という。）第 7第 3項に基づき、当該医療機関からの聞き取り内容等について事故報告書（様式15）により保健医療課へ報告するとともに、当該医療機関に対して必要な措置をとるよう指導することとなっている。

当該事故報告書には、事故の概要、医療機関における事後の対応、原因究明・防止等の取組み、保健所の対応・指導等が記載されている。

- 2 本件事故について、南保健所は、平成21年〇月〇日、平成22年〇月〇日、平成23年〇月〇日、同年〇月〇日及び同年〇月〇日に、立入検査等により本件病院から聞き取りを行っているが、本件開示請求がなされた時点では、南保健所が作成すべき事故報告書（様式15）は作成されておらず、南保健所から保健医療課へ報告されていないことから、保健医療課は事故報告書（様式15）を取得していないため、本件請求文書は存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件事故への対応について

当審議会の調査によると、本件事故に関して、次の事実が認められる。

- (1) 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。
- (2) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成21年度定例立入検査」という。）を行った。

その際、南保健所は、本件病院から本件事故に関するメモ（以下「病院作成メモ」という。）を収受した。

また、平成21年度定例立入検査後、南保健所は、医療機関行政情報システムの第 1表「施設表」（以下「施設表」という。）、同第 2表「検査表」（以下「検査表」という。）、病院立入検査結果一覧表及び医療安全管理チェックリスト調査結果（以下「チェックリスト調査結果」という。）を

保健医療課に提出した。

- (3) 平成22年〇月〇日、保健医療課は、異議申立人の代理人である弁護士から本件事故についての通報（以下「本件通報」という。）を受けた。

保健医療課の職員は、本件通報があった月日及びその内容、保健医療課が南保健所へ確認及び指導した内容並びに病院作成メモが南保健所に提出されている旨の南保健所からの報告内容を記載した「南保健所の名南病院医療事故対応について（覚え）」（以下「保健医療課作成記録」という。）を作成した。

- (4) 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）を收受し、病院作成メモは廃棄した。

- (5) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査（以下「平成22年度定例立入検査」という。）を行った。

平成22年度定例立入検査後、南保健所は、平成21年度定例立入検査時と同様に、施設表、検査表、病院立入検査結果一覧表及びチェックリスト調査結果を保健医療課に提出した。

- (6) 平成23年〇月〇日、本件病院の職員が、本件事故に関する説明のため南保健所を来訪した。

- (7) 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に随時立入検査を行った。

- (8) 同年 4月14日、異議申立人は、本件開示請求を行った。

- (9) 同年 5月13日、南保健所は、本件病院からの聞き取り内容等に基づいて作成した事故報告書（様式15）（以下「保健所作成報告書」という。）を保健医療課に提出した。

3 事故報告書について

- (1) 本市においては、実施要領に基づき、医療機関内において重大な管理上の事故等が生じた場合、当該医療機関からの聞き取り内容等について、事故報告書（様式15）により、集約保健所から保健医療課へ報告することとなっている。

(2) 上記 2 (9)で述べたとおり、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容を記載した保健所作成報告書は、平成23年 5月13日に南保健所から保健医療課へ提出されたものである。

また、南保健所は、病院作成報告書を保健医療課に提出していない。

(3) 次に、保健医療課作成記録には、南保健所からの報告内容として、病院作成メモを保健医療課へファクシミリで送信する旨の記載があることから、保健医療課が病院作成メモを保有しているか否かを検討する。

ア 当審議会がファクシミリで送信された病院作成メモの保管状況について保健医療課に確認したところ、本件開示請求がなされた時点において、保健医療課は病院作成メモを保有しておらず、ファクシミリにより病院作成メモを南保健所から受信した事実及びその記載内容に関する記録も存在しないとの回答であった。

イ 本件異議申立てがなされた後も、保健医療課において、病院作成メモを探索しているにもかかわらず、その存在が確認されていないこと、本件開示請求がなされた時点において、南保健所は病院作成メモを廃棄していること及び保健医療課の説明を覆すようなその他の事情が認められないことから、当審議会としては、本件開示請求がなされた時点において、保健医療課は病院作成メモを保有していないと認めざるを得ない。

(4) したがって、本件開示請求がなされた時点では、保健医療課は、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容を記載した事故報告書を保有していないと認められる。

4 事故報告書以外の行政文書について

上記 2 (2)、(3)及び(5)で述べたとおり、平成21年度定例立入検査、平成22年度定例立入検査、随時立入検査及び本件通報の際に保健医療課が作成又は取得した文書として、施設表、検査表、病院立入検査結果一覧表、チェックリスト調査結果及び保健医療課作成記録が存在することから、以下、これらが本件請求文書に該当するか否かについて検討する。

(1) 施設表について内容を確認したところ、本件病院の人的・物的設備及び編成に係る情報が記載されているのみで、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容に関する記載は確認できなかった。

- (2) 検査表について内容を確認したところ、病院業務の管理、業務委託等の各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容に関する記載は確認できなかった。
- (3) 病院立入検査結果一覧表について内容を確認したところ、法令に違反する事項等の有無等が記載されているのみで、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容に関する記載は確認できなかった。
- (4) チェックリスト調査結果について内容を確認したところ、各調査項目に関する調査結果が記載されているのみで、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容に関する記載は確認できなかった。
- (5) 保健医療課作成記録について内容を確認したところ、本件通報の内容、保健医療課から南保健所へ確認及び指導した内容等が記載されているが、南保健所が本件事故に関して本件病院から聞き取った内容に関する記載は確認できなかった。
- (6) したがって、施設表、検査表、病院立入検査結果一覧表、チェックリスト調査結果及び保健医療課作成記録は、本件請求文書に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

6 審議会の要望

病院作成メモは、本件病院が南保健所に本件事故について報告をする際に用いた文書であり、実施機関として本件事故の発生を把握する端緒となったものである。当該文書に記載された内容は、医療監視という医療の質の確保に関わる業務を遂行する上で、市民の生命、身体の安全に関わる重要な情報であることから、適切な管理がなされるべきである。

保健医療課は、本件通報により本件事故を把握し、南保健所に病院作成メモによる報告を求めているにもかかわらず、その後の当該文書の管理に関して記録が残っていないということは、情報の取扱いにおける適正さを欠き、問題であると言わざるを得ない。

当審議会としては、今後、行政文書管理の重要性を十分に認識して、事務の遂行上必要な文書は適切に管理するとともに、廃棄等を行う際には、経緯が明確になるよう記録を作成するなど、組織として情報を適切に取扱うよう

強く要望するものである。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 7月 1日	諮問書の受理
7月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
11月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
平成24年 1月30日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 1日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成25年 6月21日 (第 179回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月23日 (第 181回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月20日 (第 182回審議会)	調査審議
10月18日 (第 183回審議会)	調査審議
平成26年 1月17日 (第 186回審議会)	調査審議
1月29日	答申